



# 栃木県公報

令和元（2019）年  
11月19日（火）  
第56号

## 目 次

### 告 示

- 栃木県一般会計補正予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 525
- 軽油引取税免税証の無効・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 530
- 生活保護法による指定医療機関の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 530
- 同・・ 530
- 生活保護法による指定施術機関の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 531
- 生活保護法による指定施術機関の名称等の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 531
- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 532
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・ 532
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指  
定・・ 532
- 同・・ 533
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指  
定に係る変更・・ 534
- 土地改良区の土地改良事業計画変更の認可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 534
- 道路の区域の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 534
- 道路の供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 535

### 公 告

- 都市計画の変更の案の縦覧等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 535

## 告 示

### 栃木県告示第362号

令和元年度栃木県一般会計補正予算（第4号）については、令和元（2019）年11月8日成立したので、その要領を次のとおり公表する。

令和元（2019）年11月19日

栃木県知事 福田 富一

令和元年度栃木県一般会計補正予算（第4号）

今回の補正予算は、令和元年台風第19号による被災者への支援及び甚大な被害を受けた公共土木施設等の復旧等に、迅速かつ適切に対処することとして編成したものである。

補正予算の総額は、577億2,979万円の増額となり、既定予算が8,081億1,029万円であったので、補正後の予算総額は、8,658億4,008万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳並びに主な事業の内容は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入 （単位 千円）

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 県 税	254,000,000		254,000,000
2 地方消費税清算金	77,603,000		77,603,000

3	地方譲与税	36,365,000		36,365,000
4	地方特例交付金	3,100,000		3,100,000
5	地方交付税	120,800,000	6,208,924	127,008,924
6	交通安全対策特別交付金	600,000		600,000
7	分担金及び負担金	2,647,948	77,115	2,725,063
8	使用料及び手数料	10,988,120		10,988,120
9	国庫支出金	90,886,747	30,959,951	121,846,698
10	財産収入	1,552,650		1,552,650
11	寄附金	191,080		191,080
12	繰入金	25,070,516	1,125,200	26,195,716
13	繰越金	1,991,000		1,991,000
14	諸収入	72,528,229	3,928,600	76,456,829
15	県債	109,786,000	15,430,000	125,216,000
	合 計	808,110,290	57,729,790	865,840,080

## (2) 歳出

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 議会費	1,544,084		1,544,084
2 総務費	34,842,233	36,145	34,878,378
3 民生費	107,086,222	5,705,632	112,791,854
4 衛生費	57,320,969		57,320,969
5 労働費	2,481,990		2,481,990
6 農林水産業費	37,544,947	1,030,855	38,575,802
7 商工費	55,642,751	4,103,308	59,746,059
8 土木費	92,327,937	2,041,849	94,369,786
9 警察費	44,654,467		44,654,467
10 教育費	187,777,529		187,777,529
11 災害復旧費	2,625,442	44,812,001	47,437,443
12 公債費	104,034,399		104,034,399
13 諸支出金	79,727,320		79,727,320
14 予備費	500,000		500,000
合 計	808,110,290	57,729,790	865,840,080

## (3) 歳出(性質別)

(単位 千円)

区 分	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 職員費	201,781,741		201,781,741

2 公 共 事 業 費	57,419,962	158,000	57,577,962
3 建 設 事 業 費	70,970,711	2,585,839	73,556,550
4 公 債 償 還 費	104,034,399		104,034,399
5 主 要 義 務 費	129,318,458		129,318,458
6 税 交 付 金 等	79,727,320		79,727,320
7 一 般 行 政 費	79,516,124	5,571,010	85,087,134
8 受 託 事 務 費	2,514,225		2,514,225
9 県 単 補 助 金	14,800,384	461,140	15,261,524
10 県 単 貸 付 金	57,891,600	4,104,700	61,996,300
11 災 害 復 旧 費	2,549,835	44,849,101	47,398,936
12 直 轄 事 業 負 担 金	7,585,531		7,585,531
合 計	808,110,290	57,729,790	865,840,080

部局別主要事業

（単位 千円）

事 業 名	予 算 額	説 明
〔県民生活部〕 1 災 害 救 助 費	5,686,787	災害救助法に基づく被災者の救助等に要する経費 1 災害救助法関係 5,495,687 (1) 県の応急救助 48,787 (2) 市町への職権委任 5,446,900 2 災害弔慰金等 191,100 (1) 災害弔慰金 11,250 (2) 災害障害見舞金 3,750 (3) 災害援護資金貸付金 176,100
2 災 害 救 援 等 活 動 費	36,145	1 市町に対する職員派遣費 1,553 2 他県自治体からの応援職員負担金 3,922 3 物資輸送費 670 4 陸上自衛隊災害救援活動支弁費 30,000
〔環境森林部〕 3 公 共 事 業 費	158,000	災害関連公共事業の施行に要する経費 ・ 治山
〔保健福祉部〕 4 社会福祉施設等災害復旧費	619,559	被害を受けた社会福祉施設等の復旧に対する助成 ・ 補助対象 介護施設、障害者支援施設等、児童福祉施設等 ・ 補助率 3/4（国 1/2、県 1/4） （児童厚生施設のみ 2/3（国 1/3、県 1/3））
5 被 災 高 齢 者 ・ 障 害 者 把 握 事 業 費	18,845	被災高齢者・障害者の現状把握に要する経費 ・ 目的 被災した在宅高齢者等の状態悪化の防止 ・ 委託先 介護関係職能団体、障害福祉関係職能団体
〔産業労働観光部〕 6 県 南 技 術 支 援 セ ン タ ー 災 害 復 旧 費	435,670	県南技術支援センターの災害復旧に要する経費 1 施設改修費 71,586 ・ 工事箇所 事務室、三次元測定室等 2 試験研究機器更新費 364,084

7 産業活性化金融 対 策 費	3,928,600	被害を受けた県内中小企業を支援するための「令和元年台風第19号緊急対策資金」の貸付けに要する経費 〔資金の概要〕 ・融 資 枠 110億円 ・融資対象者 直接又は間接的に被害を受けた中小企業 ・融資限度額 8,000万円 ・融 資 利 率 1.2%以内（保証付／責任共有制度対象外） 1.4%以内（保証付／責任共有制度対象） ・融 資 期 間 10年以内（うち据置期間2年以内）
8 令和元年台風第19号 緊急対策資金保証料 補 給 事 業 費	132,275	令和元年台風第19号緊急対策資金を利用した中小企業への保証料補給に要する経費 ・補給対象 令和2（2020）年3月までに実行された融資 ・保証料率（県負担分） 0.2% ※一般保証は保証料率の30%
9 中小企業等グループ 施設等復旧事業費	3,039,229	中小企業等で構成するグループの復興事業計画に基づき事業者が行う施設・設備の復旧等に要する経費 1 中小企業等グループ施設等復旧整備補助金 3,000,000 ・補助率 中小企業等 3/4（国 1/2、県 1/4） 中堅企業等 1/2（国 1/3、県 1/6） 2 グループ補助金受付センター事業費 38,853 ・事業内容 復興事業計画策定支援、補助金交付申請の受付、審査等 ・委 託 先 民間団体等 3 復興事業計画評価委員会開催費等 376
10 被災中小企業再建 計画策定等相談 事 業 費	5,333	被害を受けた中小企業者等に対し、専門家を派遣して経営再建計画の策定等を支援するための経費 ・派遣回数 150回（50社×3回）
〔農政部〕 11 農漁業災害対策特別 措 置 費	247,626	県農漁業災害対策特別措置条例（10月24日適用）に基づく、農作物等生産維持のための助成及び経営の安定に必要な資金の融通措置に要する経費 ・事業主体 市町 1 病虫害防除用農薬購入費等補助金 247,138 ・補助対象 病虫害防除用農薬購入費等、樹草勢回復用肥料購入費等、代替作付け用種苗等購入費、種苗等の輸送費、農作物取り片付け作業費等、農作物育成管理用施設等撤去作業費 ・補 助 率 県 1/2（市町 1/2） 2 災害経営資金等利子補給費補助金 488 ・融 資 枠 1,254,138千円 ・融 資 対 象 農業経営に必要な経費及び施設復旧費 ・融資限度額 200万円、500万円、600万円 ・融 資 期 間 7年以内（うち据置2年以内） ・融 資 利 率 0.3%、0.7% ・債務負担行為限度額 10,730千円
12 農業近代化資金融通 促 進 費	1,347	農業用施設の復旧等に必要な資金融通に係る利子補給に要する経費 ・融 資 枠 1,200,000千円 ・融 資 対 象 被災した施設等に対する再投資 ・融資限度額 1,800万円 ・融 資 期 間 15年以内（うち据置7年以内） ・融 資 利 率 0.7%、1.0% ・債務負担行為限度額 91,704千円

13強い農業・担い手づくり総合支援事業費	623,882	被害を受けた農業生産施設等の再建等に対する助成 ・事業主体 市町 1 被災農業者支援型 576,206 (1)農業生産施設等再建、修繕費 475,547 ・補助率 国 3/10、県 0.5/10、市町 0.5/10 (2)農業生産施設撤去費 56,586 ・補助率 国 3/10、県 1.5/10、市町 1.5/10 (3)土砂撤去費 23,073 ・補助率 国 3/10、県 1.5/10、市町 1.5/10 (4)農業生産施設補強費 21,000 ・補助率 国 3/10 2 被災産地施設支援型 47,676 ・補助率 国 1/2
〔県土整備部〕 14県単公共事業費	2,000,000	災害関連県単公共事業の施行に要する経費 1 道路 700,000 2 河川・砂防 1,300,000
15災害調査費	2,318,000	被災箇所の復旧工事に係る調査、設計等に要する経費 1 原形復旧調査費 1,758,000 2 改良復旧調査費 560,000
16県営住宅管理費	41,849	被災者に対し県営住宅を一時的に提供するための修繕に要する経費 ・修繕戸数 37戸
〔教育委員会事務局〕 17県立学校施設災害復旧費	1,385,132	県立学校の災害復旧に要する経費 1 高等学校 1,316,681 ・対象校 栃木工業高校外6校 (1)施設・設備改修費 772,070 (2)備品更新費等 544,611 2 特別支援学校 68,451 ・対象校 栃木特別支援学校 (1)施設・設備改修費 63,820 (2)備品更新費等 4,631
〔警察本部〕 18警察施設等災害復旧費	77,782	警察施設等の災害復旧に要する経費 1 庁舎等 73,758 ・対象施設 警察署等庁舎7箇所、交番・駐在所4箇所、職員宿舎1箇所 2 交通安全施設（信号機制御機等） 4,024
〔共通事項〕 19災害復旧事業費	36,973,729	1 公共災害復旧事業費 31,698,194 (1)環境森林部関係 383,171 ・林道 (2)農政部関係 8,461,118 ・農地 4,094,806 ・農業用施設 4,306,959 ・共同利用施設 59,353 (3)県土整備部関係 22,853,905 ・道路 1,648,091

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川 20,349,354</li> <li>・砂防 779,960</li> <li>・都市計画 76,500</li> <li>・債務負担行為限度額 4,033,042</li> </ul>
	2 県単災害復旧事業費 5,275,535
	(1)環境森林部関係 462,882
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林道 135,382</li> <li>・治山 290,400</li> <li>・自然公園等施設 37,100</li> </ul>
	(2)県土整備部関係 4,812,653
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、河川等</li> </ul>

(財政課)

栃木県告示第363号

次の軽油引取税免税証は、令和元(2019)年6月6日から無効とした。

令和元(2019)年11月19日

栃木県知事 福田 富一

免税証の種類	免税用途	免税証の記号及び番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の住所氏名	免税証を交付した県税事務所名	無効の事由
100円券	農業	A0670030054 A0670030055 A0670030057	3枚	H31(2019).1.1 ～ H31(2019).12.31	佐野市 両毛丸善(株)	栃木県 安足県税事務所	紛失
20円券		A0470039811 A0470039812	2枚				
10円券		A0270015582 ～ A0270015584	3枚				

(税務課)

栃木県告示第364号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。以下同じ。)第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和元(2019)年11月19日

栃木県知事 福田 富一

病院、診療所又は薬局

指定年月日	名称	所在地
平成26(2014)年7月1日	山崎歯科クリニック	上三川町下神主58-5

栃木県告示第365号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人

等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和元（2019）年11月19日

栃木県知事 福 田 富 一

病院、診療所又は薬局

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
令和元（2019）年10月1日	ゆはし医院	足利市大町12-2
令和元（2019）年10月1日	なすこどもクリニック	那須塩原市沓掛2-19-1
令和元（2019）年11月1日	とちぎっ子発達クリニック	下野市下古山3294-1
令和元（2019）年11月1日	くまのみ薬局	小山市西城南6-3-13
令和元（2019）年10月1日	なすふれあい薬局	那須塩原市沓掛2-19-18
令和元（2019）年11月1日	ニコニコ薬局石橋店	下野市下古山3294-5

栃木県告示第366号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条第1項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和元（2019）年11月19日

栃木県知事 福 田 富 一

指 定 年 月 日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
令和元（2019）年10月1日	矢村 教道	大田原市寒井41	訪問医療マッサージ KEiROW 那須塩原ステーション	那須塩原市大原間西2-12-1 ニューウイング荒井B棟103

栃木県告示第367号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条第2項において準用する生活保護法第50条の2の規定により施術所の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和元（2019）年11月19日

栃木県知事 福 田 富 一

変 更 年 月 日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地

令和元(2019)年 8月1日	田村 英司	那須塩原市南赤 田238-665カス カーク・パラッ ツオD-205	訪問医療マッサージK E i R O W那須塩原ス テーション (K E i R O W黒磯ス テーション)	那須塩原市大原間西2-12-1 ニューウイング荒井B棟103 (那須塩原市上厚崎594-17)
--------------------	-------	---	--	---

(注) 表中の ( ) 内は変更前のもの

栃木県告示第368号

次の指定医療機関から、生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。以下同じ。)第50条の2の規定により指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和元(2019)年11月19日

栃木県知事 福田 富一

病院、診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
令和元(2019)年10月1日	那須烏山市国民健康保険七合診療所 興野出張診療所	那須烏山市興野964
令和元(2019)年9月30日	第一歯科診療所	足利市丸山町682-18
平成29(2017)年9月1日	有限会社すけど薬局	足利市助戸仲町479

(保健福祉課)

栃木県告示第369号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり公示する。

令和元(2019)年11月19日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		指定の 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地		
0951600105	トータスジュ ニア 自治医 大	下野市薬師寺 968-1	社会福祉法人 幸知会	上三川町下神 主229-6	令和元 (2019)年 11月1日	児童発達支援 放課後等デイ サービス

栃木県告示第370号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

令和元(2019)年11月19日

栃木県知事 福田 富一

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
とちぎっ子発達クリニック	下野市下古山3294-1	小黒 範子	令和元（2019）年11月1日	精神通院医療
和の薬局	宇都宮市南大通り4-1-17	株式会社Cest 代表取締役 野山 繁紀	令和元（2019）年11月1日	精神通院医療
ニコニコ薬局 石橋店	下野市下古山3294-5	株式会社メディック 代表取締役 三好 幸利	令和元（2019）年11月1日	精神通院医療
くまのみ薬局	小山市西城南6-3-13	株式会社フォルマン 代表取締役 秋山 太一	令和元（2019）年11月1日	精神通院医療
みなみ薬局	佐野市堀米町603-17	株式会社Small 代表取締役 小沼 孝寛	令和元（2019）年11月1日	精神通院医療
祇園薬局	下野市祇園1-2-1	C C A株式会社 代表取締役 横林 顯	令和元（2019）年11月1日	精神通院医療
椎名調剤薬局	小山市駅東通り1-19-6	有限会社シイナ 代表取締役 椎名 応夫	令和元（2019）年11月1日	精神通院医療
ひなた訪問看護ステーション	上三川町上三川4938-1 サン・カレントB103	株式会社日向倶楽部 代表取締役 鶴田 かよ	令和元（2019）年11月1日	精神通院医療
訪問看護リハビリステーションつむぎ	栃木市野中町1365-5 オーガスタハイツ401号	株式会社CUREAL 代表取締役 君田 洋一	令和元（2019）年11月1日	精神通院医療
訪問看護ステーションあやめ野木	野木町丸林376-17-103	株式会社ファーストナース 代表取締役 橋本 真奈歩	令和元（2019）年11月1日	精神通院医療
シンシアハート訪問看護ステーション	鹿沼市北半田1302-13	株式会社川上 代表取締役 川上 美智子	令和元（2019）年11月1日	精神通院医療

栃木県告示第371号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

令和元（2019）年11月19日

栃木県知事 福田 富一

1 薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
みなみ薬局	佐野市堀米町603-17	株式会社Small 代表取締役 小沼 孝寛	令和元（2019）年11月1日	育成医療及び更生医療

2 指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
-----	-------	---------	-----------	-------------------

訪問看護ひなた	高根沢町宝積寺 2336-7	訪問看護ひなた 代表社員 板垣 美穂	令和元(2019)年 10月1日	育成医療及び 更生医療
訪問看護ステーションとことこ	足利市山下町876- 2	株式会社ライカ 代表取締役 齋藤 季子	令和元(2019)年 11月1日	更生医療
ひなた訪問看護ステーション	上三川町上三川 4938-1 サン・ カレントB103	株式会社日向倶楽部 代表取締役 鶴田 かよ	令和元(2019)年 11月1日	育成医療及び 更生医療

栃木県告示第372号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

令和元(2019)年11月19日

栃木県知事 福田 富一

薬局

名称	所在地	開設者名	変更年月日	自立支援医療の種類
椎名調剤薬局(ドラッグ椎名)	小山市駅東通り 1-19-6(小山市 西城南3-22-9)	有限会社シイナ 代表取締役 椎名 応夫	令和元(2019)年 11月1日	育成医療及び 更生医療

※表中の( )内は変更前のもの

(障害福祉課)

栃木県告示第373号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

令和元(2019)年11月19日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	事業名	認可年月日
小山市犬塚中久喜 土地改良区	小山市犬塚中久喜地区土地改良(維持管理) 事業	令和元(2019)年11月7日

(農地整備課)

栃木県告示第374号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和元(2019)年11月19日から同年12月18日まで一般の縦覧に供する。

令和元(2019)年11月19日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 矢板那須線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
------	--------	---	---	-----------------	--------------	----

29	前	矢板市片岡字大谷津2095-191から 矢板市片岡字大谷津2087-3まで	18.0～33.0	187.5	
	後	矢板市片岡字大谷津2095-191から 矢板市片岡字大谷津2087-3まで	18.0～44.1	187.5	

栃木県告示第375号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。  
その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和元（2019）年11月19日から同年12月18日まで一般の縦覧に供する。

令和元（2019）年11月19日

栃木県知事 福田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
15	主要地方道 鹿沼足尾線	鹿沼市縦山町455-4地先から 鹿沼市縦山町431地先まで	令和元（2019）年 11月19日
272	一般県道 県民の森矢板線	矢板市下太田字反田218-1から 矢板市下太田字枇杷原73まで	令和元（2019）年 11月19日
294	主要地方道 桐生岩舟線	足利市寺岡町663-3から 足利市寺岡町509-1まで	令和元（2019）年 11月19日

（道路保全課）

**公 告**

○都市計画の変更の案の縦覧等

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更の案を縦覧に供する。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和元（2019）年11月19日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 都市計画の種類及び名称  
大田原都市計画道路3・4・1号中田原美原線
- 2 都市計画を定める土地の区域  
変更する部分  
大田原市山の手1丁目、山の手2丁目、城山1丁目、城山2丁目、中央2丁目、新富町3丁目、末広1丁目及び末広2丁目の各一部
- 3 縦覧場所  
栃木県県土整備部都市計画課、栃木県大田原土木事務所企画調査部企画調査課、大田原市建設水道部都市計画課
- 4 縦覧期間  
令和元（2019）年11月19日から同年12月3日まで

（都市計画課）